

## 日本発国際航空運賃に係る制度の改正について

### 1. 背景

平成10年10月より、日本発国際航空運賃については次のような制度を実施しています。

- (1) PEX運賃について、IATA・PEX運賃を上限として、下方70%のゾーンの中で個別の運賃を設定することを認めるゾーン運賃制の実施。
- (2) IT運賃について、IATA・IT運賃又はキャリア・IT運賃を上限として認可申請を行い、認可された上限額の下で任意に運賃を設定することとする幅運賃制の実施（キャリア・IT運賃の上限額はIATA・IT運賃）。

この結果、市場動向に対応した運賃設定が進み、利用者の多様なニーズに対応するなど、一定の効果を挙げてきました。しかしながら、制度実施後9年を経過し、これらの運賃をめぐる状況に変化が見られることから、運賃設定の自由化による更なる利用者利便の向上を図るため、日本発国際航空運賃に係る制度の一部を改正することとしました。

なお、「規制改革推進のための第2次答申」（12月25日規制改革会議決定）において、平成20年度においてPEX運賃の「下限規制を見直し、原則として自動認可とするよう結論を得た上で、措置すべき」とされたことを踏まえ、20年度から適用されることとなる運賃について適用できるよう可及的速やかに改正を行うものです。

### 2. 改正の概要

#### (1) PEX運賃

IATA・PEX運賃の下方70%に設定しているゾーンの下限を撤廃します。

#### (2) IT運賃

IATA・IT運賃の設定のない路線について、キャリア・IT運賃の上限額はIATA・PEX運賃とします。

### 3. 今後の予定

20年4月1日から適用されることとなる日本発国際航空運賃について適用します。

以上